

# 第25回

## 島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和 7年6月27日(金) 午後 4時05分  
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和 7年6月27日(金) 午後 4時05分
2. 閉会時間 令和 7年6月27日(金) 午後 4時44分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 13名
 

1番 北浦 守金	2番 田上 豊	4番 稲田 勝
5番 水本 正一郎	6番 林田 靖仁	7番 田浦 秀子
8番 尾崎 栄	11番 森本 勝也	12番 米田 公明
14番 祐田 久男	17番 金子 利範	18番 廣瀬 光徳
19番 村里 枝美子		
5. 欠席委員者の数 6名
 

3番 森 浩則	9番 松崎 慎太郎	10番 入江 敏昭
13番 北尾 健一郎	15番 林田 了星	16番 太田 武春
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 2名
 

三会地区 吉川 周宏	大野地区 井上 和利
------------	------------
7. 報告事項
  - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
  - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
  - 報告第3号 農地法施行規則第29条第4号の規定に該当するか否かの検討結果について
  - 報告第4号 農地法施行規則第29条第4号及び第53条第4号の規定に該当するか否かの検討結果について
  - 報告第5号 新規就農者について
8. 議案
  - 第1号議案 非農地証明願について
  - 第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
  - 第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
  - 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第5号議案 農用地利用集積等促進計画(案)の意見審議について
  - 第6号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請について



議長

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

議長

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

議案の順番について説明します。第1号議案 非農地証明願について、通常、農地法第4条第1項、第5条第1項の規定による許可申請の後に上程していましたが、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の審議前に審議する必要がありますので、順番を入れ替えさせていただきます。

それでは、第1号議案 非農地証明願の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 非農地証明願の1番について説明します。

申出人は、議案集5ページ、1番に記載のとおりで、昭和16年から住宅用地であったが、平成15年に自然倒壊し、現在は竹山になっています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第1号議案 非農地証明願の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側、東側は農地、南側は宅地、西側は農地となっております。

現地を見ますと、山林となっております、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 非農地証明願いの1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第1号議案 非農地証明願いの2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集5ページ、2番に記載のとおりで、平成6年月日不詳から、隣接する宅地と一体に住宅用地として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第1号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は……、……の一角にあり、北側は宅地、東側は農地及び宅地、南側、西側は宅地となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 非農地証明願いの2番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第1号議案 非農地証明願いの3番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

申出人は、議案集5ページ、3番に記載のとおりで、昭和56年月日不詳から、物置の敷地として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第1号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

申請地は……、……の一角にあり、北側は農地及び宅地、東側、南側、西側は宅地となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 非農地証明願いの3番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、1番に記載のとおりで、畑 1筆 1,051

平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、4,438平方メートルで、農機具は、管理機 1台 草刈機 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について報告します。

譲受人は、10年の農作業暦があります。

水稻・人参・大根を作付けし、自宅から車で2分ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、2番に記載のとおりで、畑 1筆 632平方メートルを売買するための申請です。

譲受人の社会福祉法人たんぼぼ会は、新規就農者(法人)ですが、兼業農家の理事長の指導により、第二種社会福祉事業を行うことを目的に取得するものであります。

取得後の耕作面積は、632平方メートルで、農機具は、管理機 1台、トラクター1台、コンバイン 1台を市外在住の理事長から使用することに借り受ける、また、必要に応じて、農家である保護者からも借り受ける予定としており、すべての許可要件を満たしております。

なお、第2号議案の2番につきまして、関連して第4号議案の2番の農地法第5条第1項の規定による許可申請、農地転用の隣接地となります。資料は、別添①の11ページ、12ページに申請地の地図を掲載しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、事務局より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について報告します。

譲受人は社会福祉法に基づいた法人で、園児達に農業体験をさせることを目的に農地を取得するものです。

本案件は農地法第3条第2項ただし書きに規定する不許可の例外に該当し、農地法施行令第2条第1項第1号ハの規定する、「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地を、当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合」に該当し、問題なしと見ております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について説明します。

3番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、3番に記載のとおりで、畑 1筆 2,334平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、88,606.48平方メートルで、農機具は、トラクター 1台、動力噴霧機 2台、防除機 1台、キャリア 1台、管理機 4台、トラック 3台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について報告します。

譲受人は、24年の農作業暦があります。

家族4人で農業を営み、ほうれん草・人参・白菜等を作付けし、自宅から車で2分ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発生)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番及び5番について関連がありますので、一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定によ許可申請の4番及び5番について説明します。

4番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、4番に記載のとおりで、畑 3筆 3,200平方メートルを売買するための申請です。

5番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、5番に記載のとおりで、畑 1筆 1,382平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、75,455平方メートルで、農機具は、トラクター 4台、管理機 3台、マルチ張り機 4台、コンバイン1台、田植機 1台他を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番及び5番について報告します。

譲受人は、16年の農作業暦があります。

家族3人で農業を営み、人参・大根・レタス等を作付けし、自宅から車で2分ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の4番及び5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の4番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。次に、第2号議案の5番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番及び5番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の6番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の6番について説明します。

6番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、6番に記載のとおりで、畑 9筆 6,476平方メートルを売買(同一世帯内売買)するための申請です。

取得後の耕作面積は、6,476平方メートルで、農機具は、耕運機 1台を所有し、他は親族に耕作等作業依頼している状況であり、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の6番について報告します。

譲受人は30年の農作業歴があります。

家族4人で農業を営み、里芋・キャベツ・ブロッコリー等を作付けし、自宅から徒歩1分とすることで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の6番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の6番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の6番は許可することに決定いたします

次に、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

本件については、許可なく農地を牛舎用地として利用していたため県と協議をした結果、簡易手続相当の違反案件との判断がありましたので、追認許可申請を行おうとするものです。

議案集9ページの「違反転用への対応フロー」をご覧ください。

右側の「簡易手続相当の違反案件の基準」①の「農業用施設」に該当することから、(5)「簡易手続相当の違反」と判断し、今回、(6)「追認許可申請等」を行おうとするものです。

申請人は、議案集8ページ、1番に記載のとおりで、申請地859平方メートルを、牛舎用地として利用しているとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、市街地の区域等に近接する、おおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されますので、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は、……の一角にあり、北側は道路、東側は山林、南側は農地、西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょう

か。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集10ページ、1番に記載のとおりで申請地 338平方メートルを譲り受け、居宅及び車庫を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は雑種地、東側は農地、南側は宅地、西側は農地及び宅地となっています。

盛土及び切土により造成し、雨水は溜枿へ放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集10ページ、2番に記載のとおりで申請地707平方メートルを譲り受け、露天駐車場用地、道路用地、運動場用地として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外となっており、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地転用の不許可の例外、既存施設の拡張で既存施設の敷地面積の2分の1を超えない転用であることから、農地法第5条第1項の許可の対象となるため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は……、……の一角にあり、北側は道路、東側は農地、南側は宅地、西側は農地となっています。

切土により造成し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第5号議案 農用地利用集積等促進計画(案)の意見審議及び第6号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請について関連がありますので、一括して上程いたします。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、……番 …… 委員の退場を求めます。

(…… 委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 農用地利用集積等促進計画(案)の意見審議及び第6号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請について説明します。

令和7年3月31日に策定された「地域計画」に基づき、地域計画内の農地(農振地域)とその他農地の議案上程方法が違うことから、議案を分けて上程するものです。

それでは、第5号議案 農用地利用集積等促進計画(案)の意見審議について説明します。議案集の11ページから14ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、86筆、92,169.96平方メートルの農地について、農用地利用集積等促進計画を定めることについて、島原市(農地中間管理機構)から審議依頼があり、承認しようとするものです。

内、2筆、586.44平方メートルが、合意解約による契約変更となります。

別添② 添付資料の1ページから3ページを併せてご覧ください。

島原市(農地中間管理機構)に対する承認にかかる農地の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、26名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

次に、第6号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請について説明します。

議案集の15ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、3筆、3,765平方メートルの農地について、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するものです。

別添③ 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構に対する要請にかかる農地の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、3名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で第5号議案及び、第6号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、まず、第5号議案について、問題なしということで、承認することよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第5号議案 農用地利用集積等促進計画  
(案)の意見審議については、問題なしということで、承認することに決定いたします。  
……番 …… 委員の入場を求めます。

(…… 委員 入場)

議長

第5号議案は、問題なしということで、承認することに決定しましたので、…… 委員に報告します。

議長

次に、第6号議案について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案について、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第6号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進

計画（案）の要請については、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。

議長

以上で、第25回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。  
これで、第25回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

終了時間 午後 4時44分